

広島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和八年四月十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年四月二日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 道路の種類及び路線名
県道大崎上島循環線
- 二 兼用工作物の位置
豊田郡大崎上島町沖浦字狩浜甲一〇一五四番地先から
豊田郡大崎上島町沖浦字丈太場一一七四番二地先まで
- 三 他の工作物
海岸保全施設（沖浦漁港海岸）
- 四 他の工作物の管理者の氏名
海岸管理者 広島県西部建設事務所長 栢 英彦
- 五 協定の主な内容
 - 1 兼用区域
 - 2 管理責任
 - 3 維持修繕
 - 4 工事の相互協議
 - 5 通行の禁止又は制限
 - 6 費用負担
 - 7 災害復旧
 - 8 出願行為の取扱い
 - 9 占用料等の徴収
 - 10 協定の変更等
- 六 管理の期間
供用開始の日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで